

協会規約細則

◆登録規程

1. 本協会に加入希望チームは、年度毎に登録しなければならない。
2. 登録手続は、本協会の登録申込書に所定事項を記入し、登録料・個人会費を添えて協会事務所に提出する。
3. 登録資格者は、安城市内に居住か在勤のいずれかに該当する者とする。但し、該当しない者でも協会の承認が得られた場合は2名以内の登録ができる。(注意事項を参照のこと)
4. 選手の追加登録は、追加登録申込書に所定事項を記入し、個人会費を添えて協会事務所に提出する。追加登録の有効は、大会前の監督会議以降とする。但し、年度初めは、特例を認めることができる。
5. 登録は、重複しない。(但し、壮年の部は、一般男子の部に登録できる。)
6. 登録人員は、28名以内とする。
7. この規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) この規程は、1979年(昭和54年)2月7日から適用する。 (2) 1985年(昭和60年)3月2日一部改正
(3) 1988年(昭和63年)2月6日一部改正 (4) 2009年(平成21年)2月1日一部改正

◆納入費用規程

1. 本協会に登録チームは、この規程に示す費用を納入する義務を負う。
2. 納入費用は、次のとおりとする。

(1) チーム登録料

No.	種 目	登 録 料
1	一般男子・女子・壮年・実年・シニア・ハイシニア	6,000円
2	レディース・エルダー・エルデスト	4,000円
3	小学生・中学生クラブ	4,000円

(2) 個人会費 (一人当たり)

No.	種 目	登 録 料
1	一般男子・女子・壮年・実年・シニア・ハイシニア	1,000円
2	レディース・エルダー・エルデスト	1,000円
3	小学生・中学生クラブ	300円

内訳：安城市体育協会 500円 (小中学生250円)
安城市ソフトボール協会 500円 (小学生 50円)

(3) 主催大会参加料

1	トーナメント大会	4,000円
2	リーグ戦 (安城リーグ)	12,000円

(4) 県協会登録料

No.	種 目	チーム登録料	個人会費
1	実業団 (一般男子・一般女子)	22,000円	500円
2	クラブ (男子・女子)、教員	17,000円	500円
3	一般男子(ゴム)、壮年、実年、シニア、ハイシニア	12,000円	500円
4	レディース、エルダー、エルデスト	12,000円	500円
5	中学生 (クラブ女子)	7,500円	不要
6	小学生 (男子・女子)	6,500円	不要

※個人追加登録料一人当たり 1,000円 (小学生は不要)

3. 本協会がその目的達成のため、前項に示した以外の費用を必要とする場合は、理事会の議決を経てこれを納入する。
4. この規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。

付則 (1) この規程は、1979年(昭和54年)2月7日から適用する。
(2) 1982年(昭和57年)2月4日一部改正以降、2010年(平成22年1月27日)まで15回の一部改正をした。

◆審判服・記録服補助規程

1. 本規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員・公式記録員の登録者で本協会に委嘱された者に、公式制服の補助に関する事項を決めたものである。
 2. 補助は、本協会の予算内で実施する。
 3. 補助の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 審判服・記録服の種類

① 帽子	1個
② 上着長袖	1個
③ 上着短袖	1個
④ ズボン	1個
 - (2) 期間は、原則として2年間に各種類とも1回までとする。
 - (3) 補助金基準は、価格の2割以下とする。(但し、補助金予算内)
 4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。
- 付則
- (1) 本規程は、1979年(昭和54年)4月1日から適用する。
 - (2) 審判服・記録服の希望者は、審判部・記録部に申し込みをする。
 - (3) 1987年(昭和62年)2月6日一部改正
 - (4) 2012年(平成24年)3月3日一部改正

◆賛助金規程

1. 本規程は、協会役員の賛助金を決めたものである。
 2. 賛助金は、次のとおりとする。

(1) 会長	20,000円
(2) 副会長	10,000円
(3) 顧問・理事長	5,000円
(4) 副理事長	4,000円
(5) 事務局長・事務局次長・会計・常任理事	3,000円
(6) 理事	2,000円
 3. 賛助金は、年度初めに会計に納付する。
 4. 本規程の改廃は、理事会の決議で以て実施する。
- 付則
- (1) 本規程は、1984年(昭和59年)1月31日から適用する。

◆申し合わせ事項

1. 各会議には、欠席者は、委任状を提出すること。
2. 役員は、諸大会・諸会議に参画し協力すること。